

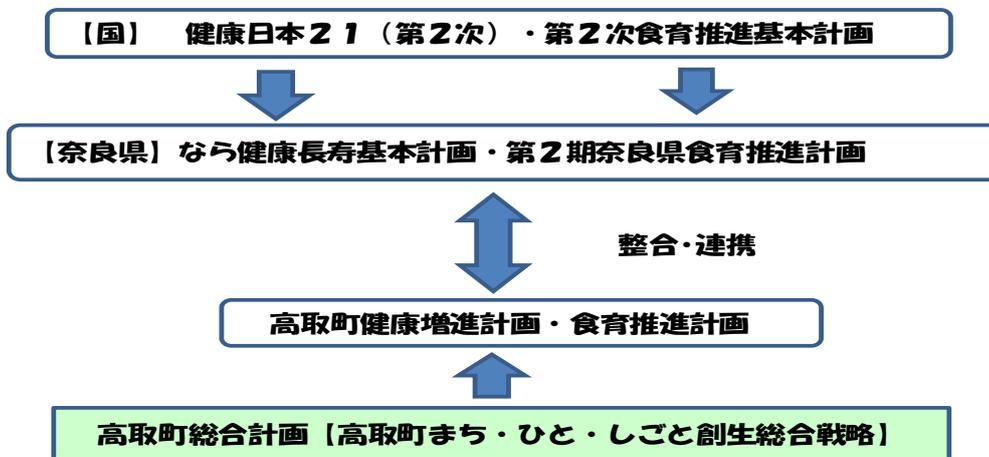
I：高取町健康増進計画・食育推進計画について

1. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

高取町健康増進計画・食育推進計画は、国の定める「健康日本21」「健やか親子21」の地方計画であるとともに、健康増進法第8条および食育基本法第18条に規定する市町村健康増進計画および食育推進計画に位置づけています。

また、町政の基本指針となる「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の保健分野の基本計画として町民の健康増進を図るため、平成27年3月に策定されました。



(2) 高取町健康増進計画・食育推進計画の目標事項に関連する法律及び各種計画

※令和2年4月現在

法律	奈良県の計画	高取町の計画
健康増進法	なら健康長寿基本計画(H25~R4)	高取町健康増進計画・食育推進計画(H27~R6)
食育基本法	奈良県食育推進計画(第3期:H30~R4)	
がん対策基本法	奈良県がん対策推進計画(第3期:H30~R5)	
歯科口腔保健の推進に関する法律	なら歯と口腔の健康づくり計画(H25~R4)	
次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援事業支援計画(H27~R1)	高取町子ども・子育て支援事業計画(R2~R6)
高齢者の医療の確保に関する法律	奈良県医療費適正化計画(第3期:H30~R5)	
介護保険法 老人福祉法	高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画	高取町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画 (第7期:H30~R2)
自殺対策基本法	奈良県自殺対策計画(H30~R5)	高取町自殺対策計画(R2~R6)

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度(2015年)を初年度とし、令和6年(2024年)までの10年間を計画期間とします。また、策定から5年で中間評価を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高取町健康増進計画 食育推進計画										

3. 計画の基本方針

上位計画に基づいて町民の健康増進を図るための基本事項と推進に必要な方策を明らかにする本計画の基本方針は、以下の通りとします。

テーマ:

いざ出陣！たかとり健康づくり隊
 ～ 守ろう健康・みんなのために・自分のために ～

高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるまちの将来像である『一人ひとりが輝けるまち 高取』を基に、すべての住民が心身ともに健康で、生涯にわたって生き活きと暮らせるまちづくりをすすめていきます。

4. 施策の方向性

- 1) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供
- 2) 妊娠・出産・子育てに関する助成
- 3) 子どもと親の健康づくりの推進
- 4) 生涯保健体制・地域医療の充実
- 5) 高齢者福祉の充実

5. 計画の体系

本計画のライフステージ区分、健康分野別の体系は次の通りです。

	第3章 分野別の取り組み(健康増進計画)							食育計画
	生活習慣病	栄養・食生活	身体活動と運動	歯の健康	たばこ	休養とこころ	がん	食育
乳幼児 (0～6歳)	○	○	○	○		○		○
学童期 (7～12歳)	○	○	○	○	○	○	○	○
少年期 (13～19歳)	○	○	○	○	○	○	○	○
青年期 (20～39歳)	○	○	○	○	○	○	○ 女性のみ	○
壮年期 (40～64歳)	○	○	○	○	○	○	○	○
高齢期 (65歳以上)	○	○	○	○	○	○	○	○



「高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」 ～基本的な考え方～

まちの 将来像

一人ひとりが輝けるまち 高取

～子どもから高齢者までみんなで取り組むまちづくり～

住民の意識調査では、今後重点的に実施すべき施策として「保健・福祉」が第一となり、これらの実施は本町の基本となるものと考えます。また、全国的に人口減少・少子高齢化が加速していることから、本町にあっても早急な対策が必要です。

福祉施策の充実とともに、町の魅力を高め、住民が生き活きとした暮らしを営むこと、町全体が元気を取り戻すことが大切と考えます。

◆ 施策展開の考え方 ◆

"子育て世代が暮らしやすいまち"・"住み続けたいまち"を目指し、子育て支援の充実とまちの基盤づくりを進める。

そして、アクティブシニア層を含めた将来的な移住促進を目指して交流の促進と産業の活性化を図る。



基本目標

安心して子育てが
できるまち 高取

心豊かに、人が支え合い
暮らせるまち 高取

訪れたいまち、
住みたいまち 高取

産業振興により
活力あるまち 高取

基本方針

子育て環境の整備

教育環境の向上

生涯にわたって生き活きと暮らせる仕組みづくり

地域福祉の更なる推進

暮らしを支える基盤の整備

地域の安全・安心の向上

地域環境の保全

観光による交流の拡大

まちの魅力発信等による移住促進

地域産業の振興

新たな企業の誘致・創業

Ⅱ：中間評価について

1. 中間評価の趣旨

平成27年度に策定した本計画は5年目を迎え、中間時点での目標達成状況を把握し、これまでの計画の進捗状況や施策の課題を明確化することで、今後の取り組みの一層の推進を図ることを目的に、中間評価を行いました。

2. 評価の内容

中間評価は、高取町健康づくり推進協議会において、目標値・活動の推進体制の評価を行うと共に、新たな課題への取り組みについて検討し、今後の計画について見直しを行いました。

3. 評価の方法

目標の達成状況は、評価指標に掲げる項目の策定時と中間評価時の値を比較し、次の通り5段階の判定区分で評価しました。このため、評価指標に掲げるデータがない項目（国の指標変更や、問診項目の内容変更等）や計画の推進に効果的な追加項目について検討しました。

判定区分		指標の達成度
A	達成	策定時値より10%の改善、あるいは目標値の達成
B	改善	策定時値より5%以上10%未満の改善
C	不変	策定時値より-5%~5%の変動
D	悪化	策定時値より-5%以上の悪化
評価不適		指標の変更等により評価に値しない項目



Ⅲ： 中間評価の結果

- ① 総括
- ② 分野別中間評価の結果

Ⅲ-①： 中間評価の総括

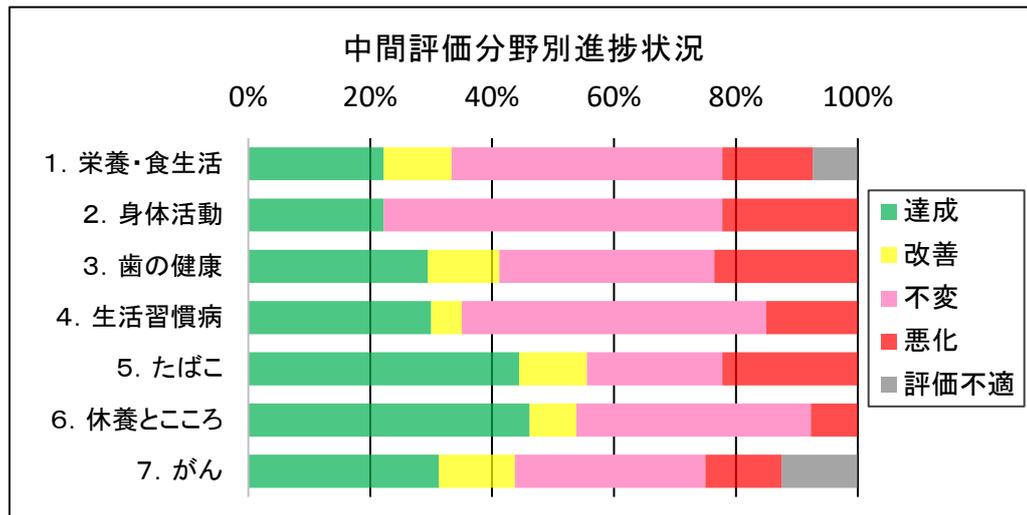
1. 評価指標の達成状況

本計画の評価指標（7分野・延べ111項目）について、中間評価時の値を策定時の値と比較し、進捗状況を確認しました。

中間評価時点で目標値を達成している指標は34項目（30.6%）、改善が認められた指標は10項目（9.0%）と、合わせると44項目（39.6%）に計画推進の効果が認められました。

一方、数値の変動が軽微な指標は45項目（40.5%）に及び、最も多い割合となっていること、また数値が悪化している指標が18項目（16.2%）であることから、目標の達成に向けて一層の取り組みの推進が求められます。

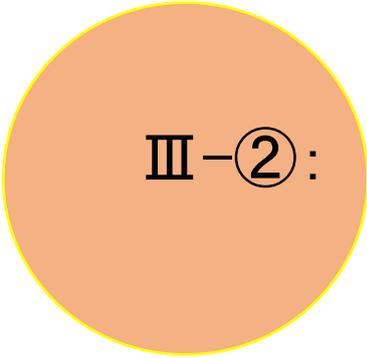
	達成 A	改善 B	不変 C	悪化 D	評価不適 -	指標数
1. 栄養・食生活	6	3	12	4	2	27
2. 身体活動	2	0	5	2	0	9
3. 歯の健康	5	2	6	4	0	17
4. 生活習慣病	6	1	10	3	0	20
5. たばこ	4	1	2	2	0	9
6. 休養とこころ	6	1	5	1	0	13
7. がん	5	2	5	2	2	16
計	34	10	45	18	4	111
	30.6%	9.0%	40.5%	16.2%	3.6%	100.0%



2. 中間評価の総括

健康づくりの推進のためには、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが重要であり、また関係機関との協働による重層的な施策が求められます。

特に、分野による取り組みの厚薄や評価指標の新設等の協議において、住民参加の推進体制の構築について一層の推進を図ることを確認しました。



Ⅲ-②: 分野別中間評価の結果

1. 生活習慣病
2. 栄養・食生活
3. 身体活動と運動
4. 歯の健康
5. たばこ
6. 休養とこころ
7. がん